

重要事項説明書（訪問看護サービス）

< 2024年 6月 1日現在 >

1 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 俊 睿 会
代表者名	理事長 長根 亜紀子
所在地	埼玉県越谷市増森 252
電話番号	048-965-1151
FAX	048-964-9051

2 事業所概要

(1) 事業所名

事業所名称	ましもり訪問看護ステーション
所在地	埼玉県越谷市増森 254-3
電話番号	048-965-1770
FAX	048-965-1775
管理者の氏名	荒井 克美

介護保険法令に基づき越谷市長から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき 越谷市から指定を受けている居宅介護サービスの種類
ましもり訪問看護ステーション (越谷市 1160890053号)	訪問看護・介護予防訪問看護

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の体制
管理者	看護師 常勤勤務 1名
訪問看護員	看護師 常勤勤務 2名・准看護師 常勤勤務 1名

(3) 事業の実施地域

越谷市、草加市、吉川市、春日部市、松伏町

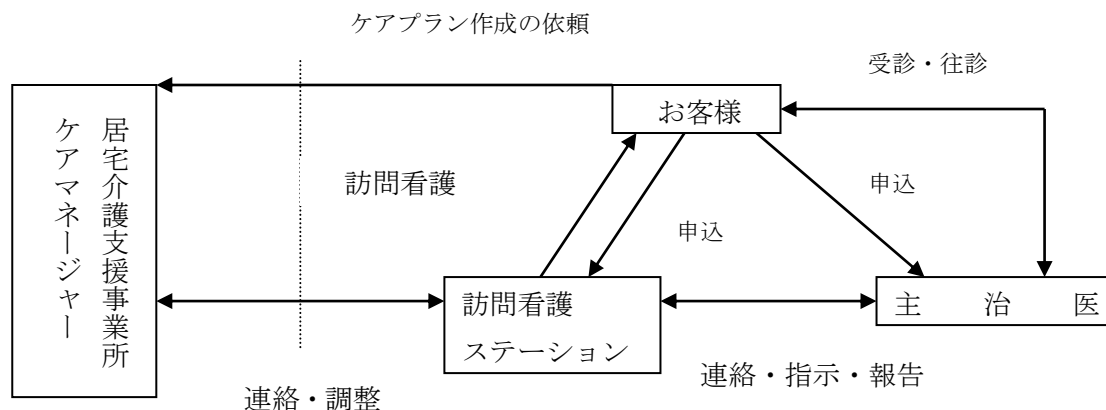
※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい

(4) 営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日
営業時間	午前9時 ～ 午後5時20分
営業しない日	日曜日・祭日・12月29日～1月4日・創立記念日（9月1日） 但し、緊急時訪問看護加算を契約の利用者様は必要に応じ訪問可能

3 サービスの内容

(1) お申し込みからサービスの開始まで



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度・医療保険制度で利用できます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは、訪問看護ステーションまた主治医、ケアマネージャー、支援センターにご相談ください。

訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。

指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

(2) 訪問看護のサービスの内容

- ・ 精神疾患の方の看護
- ・ 認知症の方の看護
- ・ 医療依存度の高い方の看護及び医療機器の管理
- ・ 病状・障害の観察 健康管理
- ・ 療養 看護 介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア 水分・栄養管理 排泄ケア 清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 家族などの介護者の支援
- ・ 褥傷や創傷の処置
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

4 ご利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

《利用負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料＝単位数×10.42（6級地単価）×10%（自己負担割合）

*小数点以下は切り上げ

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

*年収により自己負担割合が2割または3割になる場合があります。

単位数×10.42(6級地単価)×20%（自己負担割合）

所要時間	単位数	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満	314	328円	82円	164円
20分以上30分未満	471	491円	123円	246円
30分以上1時間未満	823	858円	215円	429円
1時間以上1時間30分未満	1128	1176円	294円	588円

※ 夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）、深夜（午後10時から午前6時）の場合は、1回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

<その他の加算金額>

サービス内容	単位	金額
初回加算Ⅰ(新規ご契約の退院又は退院した日に初回訪問の月)	350	365円
初回加算Ⅱ(新規ご契約の退院又は退院した日の翌日に初回訪問の月)	300	313円
お客様の同意のもとに、利用者・家族に対して24時間連絡体制にあたる場合（計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合を含む）	574	1月につき 599円
特別な管理を必要とする利用者様（厚生労働大臣が定める状態にある方）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	500 250	1月につき Ⅰ 521円 Ⅱ 261円
複数名訪問看護加算（利用者様の身体的・精神的理由により一人の看護師による訪問が困難とみとめられる場合）	254 402	1回につき 30分未満 265円 30分以上 419円
以前からサービスを行っている利用者様が自宅で亡くなる前の24時間以内にターミナルケアを行った場合	2500	2605円
退院時共同指導加算（退院/退所にあたって在宅生活における療養上必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合）	600	626円

6 秘密の保持

- (1) 事業所の職員は、正当な理由がある場合を除く外、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は、漏らさないものとする。
- (2) 事業所の職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後も秘密を保持するべき旨を、従業者雇用契約に含むものとする。
- (3) 個人情報に関しては越谷市個人情報保護条例に基づく。

7 サービスに関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	ましもり訪問看護ステーション 荒井 克美 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時20分		
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	048-824-2568
越谷市 福祉部 介護保険課	ご利用時間	平日	午前8時半～午後5時15分
	ご利用方法	電話	①048-963-9169 ②048-963-9305
草加市 長寿・介護福祉課	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	048-922-0151
吉川市 長寿支援課 介護給付係	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	048-982-5119
春日部市 高齢介護課	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	048-736-1111 (代) (内線 2745)
松伏町 住民ほけん課 介護保険担当	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	048-991-1886

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅介護支援事業者等への連絡をします。

主治医	医療機関の名称	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急連絡先（家族等）	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

9 重要事項説明の年月日

年 月 日

上記内容について、利用者に対して重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者

事業者名 医療法人社団 俊 睿 会
所在地 埼玉県越谷市増森 252
事業所名 ましもり訪問看護ステーション

代表者名 理事長 長根 亜紀子 印

説明者名 管理者 荒井 克美 印

私は、事業者から上記内容の重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印